## 順天堂大学医学部附属静岡病院 奨学金貸与規定

この規定は、順天堂大学医学部附属静岡病院(以下本院)に、看護師として学校卒業後勤務する学生に対し、奨学金貸与制度を設ける。

奨学金貸与の許可を得た者(以下 奨学生)は、義務年限の間は本院に勤務することとする。 奨学金貸与は、申込み年度より有効とし、最終学年次(卒業学年)は申し込むことはできない。

- 第1条 奨学生は、在学中勉学に励み看護師国家資格を取得し、卒業後直ぐ(4月)に本院に 入職する。
- 第2条 奨学生は、定期的に学業成績書及び近況報告書を本院に提出する。
- 第3条 本院に於いて貸与期間に相当する年月(義務年限)を勤務した時は、その返済を全額免除する。

但し、義務年限に達しない場合は、残りの年月に相当する貸与を一括にて本院に返還する。

- 第4条 以下の何れかに該当または相当する行為のあった場合には、奨学金貸与生の資格 を失い、貸与を受けていた奨学金全額を一括にて本院に返還する。
  - (1) 本院の採用試験に不合格の場合
  - (2) 看護師国家資格が取得出来なかった場合
  - (3) 学校を休学、停学、留年、退学した場合
  - (4) 学業成績が著しく低下したり、学年成績が下位の場合
  - (5) 貸与期間中に辞退の申入れがあった場合(別途、事務手数料最大 20 万円)
  - (6) 当院の就職を辞退した場合(別途、事務手数料最大 20 万円)
  - (7) 病気、事故等の理由により、本院の就労が困難な場合
  - (8) 学生本人が死亡した場合
  - (9) その他、本院職員となるに不適当な行為があった場合
- 第5条 貸与を受ける学生は2名の保証人を立て、本院の許可を受けなければならない。
- 第6条 当該学生に貸与返還の必要が生じた場合、本人に変換能力のない場合は、保証人 が代わって返還を行う。
- 第7条 本人または保証人が、転居、改姓等の異動を生じた場合は、遅滞なく本院に届出なければならない。
- 附 則 この規定は、昭和43年4月1日より実施する。
- 改 訂 平成 5年4月1日

平成17年4月1日

平成 28 年 8 月 1 日

平成 29 年 8 月 1 日